

日野市子ども条例

(委員会の職務)

第21条 委員会は、市長の諮問による検証、委員会独自の検証を行います。

2 委員会は、市長の諮問を受け、その検証結果を市長に答申します。

3 委員会は、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利の保障、擁護の状況、子どもの健全育成環境の状況について検証を行い、市長に提言します。

4 委員会は、審議にあたり、市民から意見を求めることができます。